

健康経営推進の取組み

健康経営とは

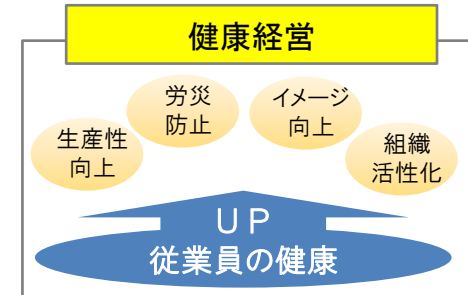
1 背景

高齢化社会の急速な進展により、生産年齢人口の減少や医療費の増大に伴う社会保険料の負担増など、企業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような状況のもとで、企業が自主的に従業員等の健康づくりに取り組み、従業員等の健康増進や健康寿命の延伸を図る必要が生じている。

2 健康経営とは

健康経営とは、従業員の健康保持増進の取組が、将来的に収益性等を高める「投資」であるとの考えのもと、『健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること』です。

企業が健康経営の理念に基づき、従業員の健康保持・増進を行うことは、医療費適正化だけでなく、右図のように労災防止等様々な効果につながり、ひいては企業業績等の向上にも寄与するものと考えられます。



3 社会の動き

○「健康経営銘柄」の選定・・・健康経営に積極的に取り組む企業を株式市場で評価する仕組み。平成28年1月には25業種25社選定。

○「日本健康会議」の発足・・・経済界・医療関係団体・自治体のリーダーが手を携え、民間主導で国民の健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図っていくことを目的とした民間組織「日本健康会議」を発足。官邸を中心に厚労省及び経産省による支援の下で、2020年までに健康経営に係る数値目標2つを含む8つの宣言を達成することを目的に活動。

(宣言抜粋)宣言4: 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

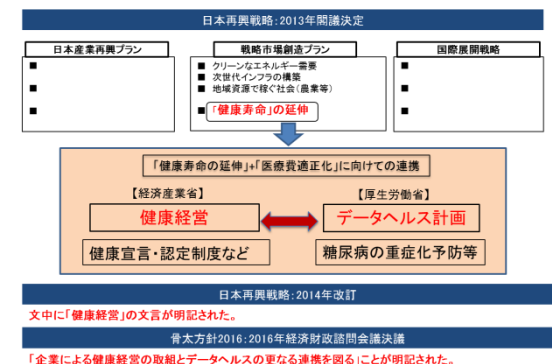
宣言5: 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。⇒2018年8月23,074社

○「健康経営優良法人認定制度」の実施・・・経済産業省が日本健康会議と共同で、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度

4 健康経営優良法人認定制度

○大規模法人部門・・・上場企業に限らず大規模法人のうち保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人について、2020年までに500社を「健康経営優良法人～ホワイト500～」として認定・公表する。⇒2018認定541法人

○中小規模法人部門・・・日本健康会議が掲げる宣言5との連携を図り、協会けんぽ等の保険者の進めている「健康宣言」に取り組んでいる中小企業、中小規模の医療法人から「健康経営優良法人」として認定・公表する。⇒2018認定776人



健康経営優良法人認定制度(経済産業省)

これまで上場企業に限られる「健康経営銘柄」が制度化されていましたが、平成28年度から、経済産業省が日本健康会議と共同で、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する「健康経営優良法人認定制度」が創設されました。

本認定制度には、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」の2部門があり、平成30年2月に埼玉支部加入17事業所が「健康経営優良法人2018」に認定されました。

健康経営優良法人2018(協会けんぽ埼玉支部加入事業所抜粋)

大規模法人部門 認定法人	
医療法人社団 清幸会 行田中央総合病院	
中小規模法人部門 認定法人	
アイコスモ株式会社	株式会社東京すずらん
株式会社エム・テック	ナルミナス・キャリア株式会社
株式会社ギャランティーサービス	株式会社NEWGATE
株式会社光英化学研究所	株式会社ハマ電子
新星機工株式会社	BTコンサルティング株式会社
株式会社シンミドウ	増木工業株式会社
株式会社中央医研	株式会社ライフマスター
株式会社東海日動パートナーズEAST	ルーツアイランズ株式会社

〈健康経営に係る顕彰制度の対象法人〉

	【健康経営銘柄】 健康経営銘柄 Health and Productivity	健康経営優良法人 【大規模法人部門】 健康経営優良法人 Health and productivity 37万5000	健康経営優良法人 【中小規模法人部門】 健康経営優良法人 Health and productivity
		541法人	776法人
製造業その他	東京証券取引所 上場会社	301人以上	300人以下
卸売業		101人以上	100人以下
小売業		51人以上	50人以下
医療法人・サービス業		101人以上	100人以下

健康経営優良法人(中小規模法人部門)の申請先は、日本健康会議認定事務局です。なお、中小規模法人部門は、「健康宣言」をしていることが申請の条件になります。また、健康経営優良法人2019より「中小企業法上の『中小企業者』に該当する会社」についても中小規模法人部門に申請が可能となりました。詳細は、経済産業省のホームページ等でご確認ください。

認定
までの
流れ

大規模
法人部門

経済産業省が実施する「健康経営度調査」に回答する。
(8月27日～10月12日)

基準の適合状況の判定を受け取り、申請資格を得る。

主たる保険者との連名で申請する。
(11月19日～11月30日)

認定
(2月頃)

中小規模
法人部門

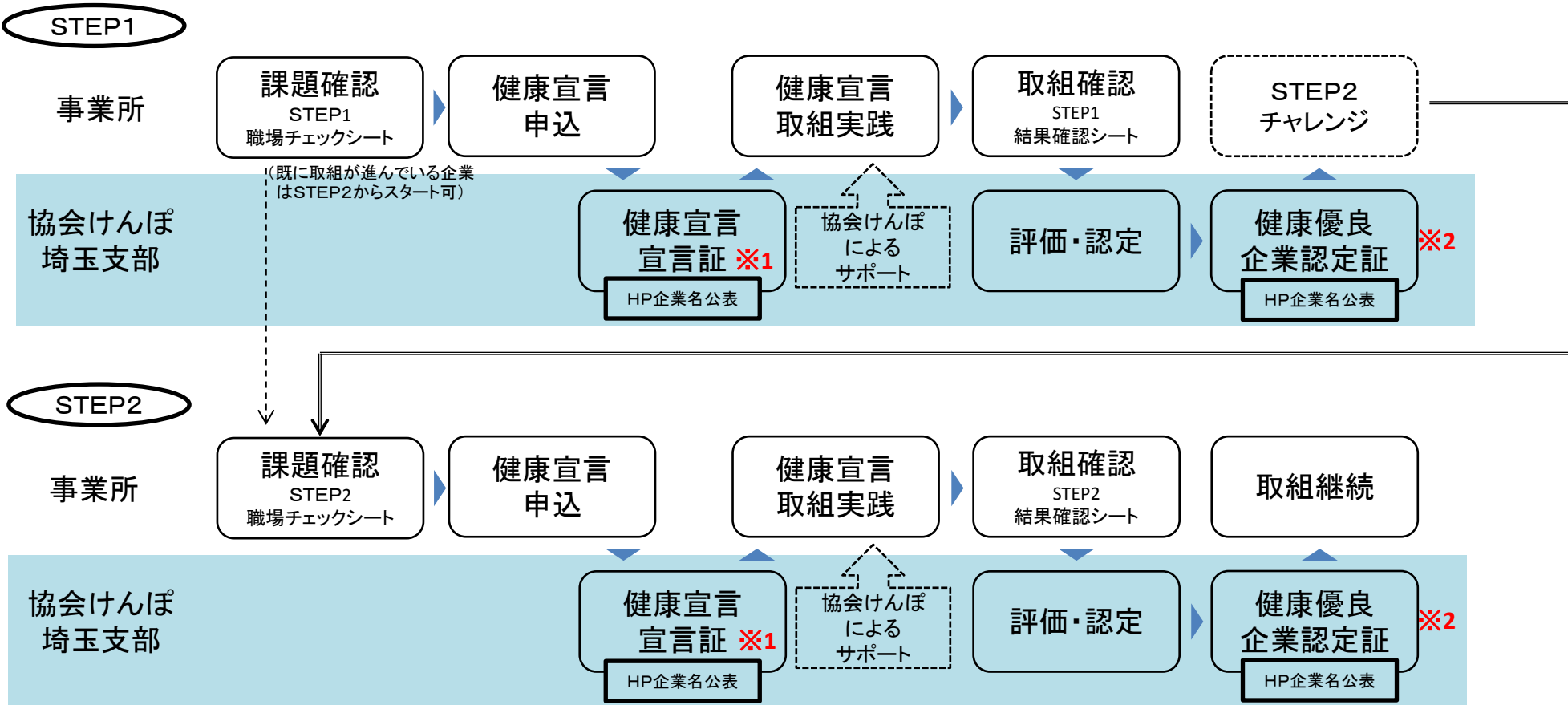
健康宣言を行い、申請資格を得る。

自社の取組状況を確認し、基準の適合状況を自主確認する。

申請書に適合状況を記載し、提出する。
(8月31日～11月30日)

認定
(2月頃)

協会けんぽ埼玉支部の健康宣言の流れ



- 健康宣言参加企業への特典(例)**
- ・健康優良企業認定証の発行
 - ・事業所の健康度分析資料の送付
 - ・協会HP等での公表
 - ・「健やか」保証制度申請に係る認定
 - ・健康経営企業の認定(埼玉県・さいたま市)
 - ・経済産業省の健康経営優良法人認定申請のサポート

※1 埼玉県にも宣言企業登録

※2 さいたま市による認定
埼玉県による認定

埼玉支部における健康経営実施状況

1 健康宣言

協会けんぽ埼玉支部においては、平成28年11月22日より「健康宣言」企業の募集を開始しました。平成30年10月末時点で、195社が健康宣言を行っています。また、22社について健康優良企業の認定を行いました。健康保険組合連合会埼玉連合会においても同様のスキームで健康宣言を実施しています。また、埼玉県及びさいたま市の健康経営実践事業所の認定制度にも以下の事業所が手続きをしています。

協会けんぽ	宣言企業数	認定企業数
STEP1	179社	17社
STEP2	16社	5社

	宣言企業数	認定企業数
埼玉県	61社	5社
さいたま市	—	2社

※協会けんぽ埼玉支部の加入事業所のみを集計しています

2 健康経営セミナー等

健康経営の具体的方法の提案や企業の事例紹介を通じて、事業主の皆様健康経営についての理解を深めていただけるよう、平成30年7月11日に埼玉県との共催により健康経営セミナーを開催しました。

また、喫煙および受動喫煙の危険性や受動喫煙防止対策に対する理解を深めていただけるよう、平成30年8月27日に埼玉県との共催により受動喫煙防止対策セミナーを開催しました。

2018健康経営セミナー	
日程 場所	平成30年7月11日(木) 大宮ソニックシティ 小ホール
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ■基調講演 古井 祐司氏 東京大学 政策ビジョン研究センター 特任教授 ■事業報告 埼玉県/埼玉産業保健総合支援センター/全国健康保険協会埼玉支部 ■取組発表 株式会社 エム・テック/医療法人社団 清幸会 行田中央総合病院
参加者	290名

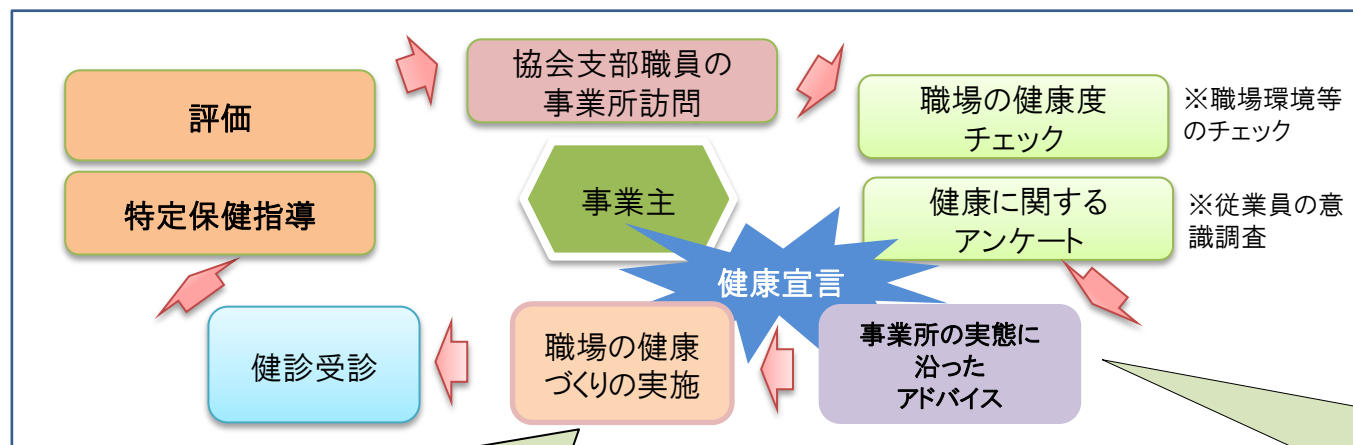
2018受動喫煙防止対策セミナー	
日程 場所	平成30年8月27日(月) 大宮ソニックシティ 市民ホール
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ■基調講演 望月 友美子氏 公益財団法人 日本対がん協会 参事(禁煙推進・対がん事業開発)/一般社団法人 日本禁煙学会 理事/医師・医学博士 ■特別講演 大島 淳氏 一般社団法人 日本禁煙学会 禁煙専門・認定指導者 ■事業報告 埼玉県/全国健康保険協会埼玉支部
参加者	171名

埼玉支部における健康経営実施状況

3 コラボヘルス

協会けんぽ埼玉支部では、事業主と連携した職場における健康づくり(コラボヘルス)を実施しています。

事業主は協会けんぽ等が実施する保健事業や健康経営に向けたサポートを有効に活用することにより、実施体制やノウハウ不足等の課題を解消し「健康経営」に取り組むことが可能となります。平成30年10月末時点で、健康宣言企業のうち21社がコラボヘルスを行っています。



健康状態のチェック

「健康経営サポートカルテ」は、健診結果データ及び医療費データを基に、企業の従業員の方々の健康状態を見える化したツールで、事業主様に取り組むべき健康課題を一目で見えるようにし、従業員の健康づくりや労災防止等に活用していただくことができます。

メンタルヘルス対策

埼玉産業保健総合支援センターが実施する「専門スタッフによる個別訪問支援」や「産業保健関係助成金」制度などを活用することにより、充実した対策が可能となります。

健康づくりをサポート

手軽に始められるウォーキングを楽しんで続けられるよう、埼玉県やさいたま市が実施する健康マイレージ事業に参加しています。従業員の日々の健康づくりに活用することにより、コミュニケーションも活発になります。また、女子栄養大学と連携して作成した「健康レシピ」を配付し、食事の取組みをサポートしています。

スモールチェンジ活動の推進

「職場の健康づくり」において、「スモールチェンジ活動」をお勧めしています。この活動は、取り組みやすい健康行動を「始める・続ける・増やす」ことにより、結果的に生活習慣病の予防や健康増進等につながる取り組みです。継続して続けられる小さな目標を全従業員に設定して実施していただきます。 ※詳細は次ページ。

埼玉支部における健康経営実施状況

4 スモールチェンジ活動

健康経営に取り組む際に、企業がどれだけ従業員の健康づくりの環境を整えたとしても、各従業員が能動的に健康づくりに取り組まないと継続していきません。そのため、協会けんぽ埼玉支部では、健康経営のサポートとして「スモールチェンジ活動」を推奨しています。

「スモールチェンジ活動」は、早稲田大学応用健康科学研究所の竹中教授が推進する活動で、一大決心が必要な大きなことを行うのではなく、取り組みやすいスモールな健康行動を「始める・続ける・増やす」ことにより、結果的に生活習慣病の予防や健康増進等のラージチェンジにつなげる取り組みです。

平成30年7月には、早稲田大学と共同研究契約を締結しました。今後は、早稲田大学と連携して、より効果的にスモールチェンジ活動によるサポートを行っていく予定です。

目標は、毎日の生活の中で継続してできる小さなことを設定していただき、全従業員から提出していただきます。
(例) 駅ではエスカレーターではなく階段を利用する。
10分の散歩を15分にする。
毎日体重計に乗る。
缶コーヒーを無糖のものや緑茶に変える。
毎日のお菓子の量を2/3にする。

目標設定

【企業の取り組み】

- 取り組みの周知及び用紙の配付、回収
全従業員にスモールチェンジ活動について周知するとともに、目標記入用紙や振り返りアンケート記入用紙の配付と回収を行います。
- 健康新聞の作成、配付(予定)
健康づくり意識の醸成や健康行動の継続のために、協会けんぽと健康宣言企業が協働して定期的に健康情報を掲載した新聞を作成し、従業員に配付する予定です。

【協会けんぽのサポート】

- 必要な用紙の提供
目標記入用紙や振り返りアンケート用紙を提供します。
- 健康新聞の作成(予定)
健康宣言企業と協働して定期的に健康情報を掲載した新聞を作成します。
- 設定した目標や振り返りの集計・分析
各従業員が記載した目標や振り返りのアンケートを集計・分析し、企業に提供することで、スモールチェンジ活動の効果的な取り組みにつなげます。

振り返りの内容を基に、目標を継続するか、レベルアップするか、別の目標に変更するかなどを検討します。

目標再検討

行動実践

振り返り

6カ月程度経過後、目標を達成できたか、目標は適切だったかをアンケートにより振り返ります。

禁煙チャレンジ制度を開始

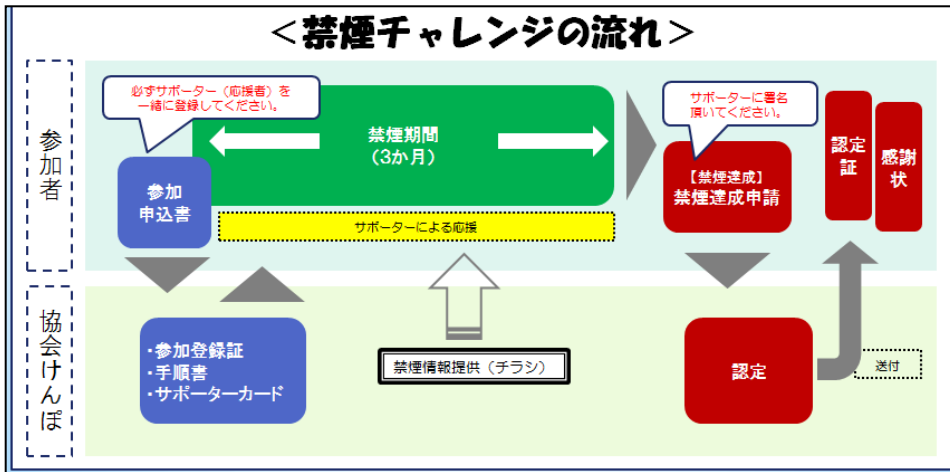
平成30年8月27日から禁煙チャレンジ制度をスタートしました。

禁煙しようと考えた方の禁煙の成功率を高くするために、サポーター（応援者）と一緒に禁煙に取り組んでいただく制度です。サポーターと一緒に登録していただき、3か月以上の禁煙に成功した方に認定証を交付します。

今後制度周知を行い、健康経営の取組みの一環として企業でも従業員に推奨していただく予定です。

平成30年11月22日時点で5名が禁煙チャレンジ制度に参加しています。

<禁煙チャレンジの流れ>



禁煙チャレンジ制度のポイント！

1. サポーター（応援者）の登録

- ・サポーター（応援者）を登録して一緒に禁煙に取り組むことで、禁煙にくじけそうなるのを防ぎます。
- ・サポーターの役割は、禁煙している人を励ますことや、喫煙の誘惑をしないようにすることです。
- ・サポーターの方には、サポーターカードを交付します。

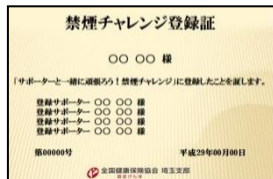
2. 埼玉支部からの情報提供

- ・協会けんぽ埼玉支部から禁煙に関するリーフレットを送付するなどの情報提供を行います。

3. 禁煙成功者に認定証

- ・3か月以上の禁煙に成功した方には協会けんぽ埼玉支部から認定証を交付します。
- ・サポーターの方には、感謝状を交付します。

《登録証等イメージ》



登録証



サポーターカード



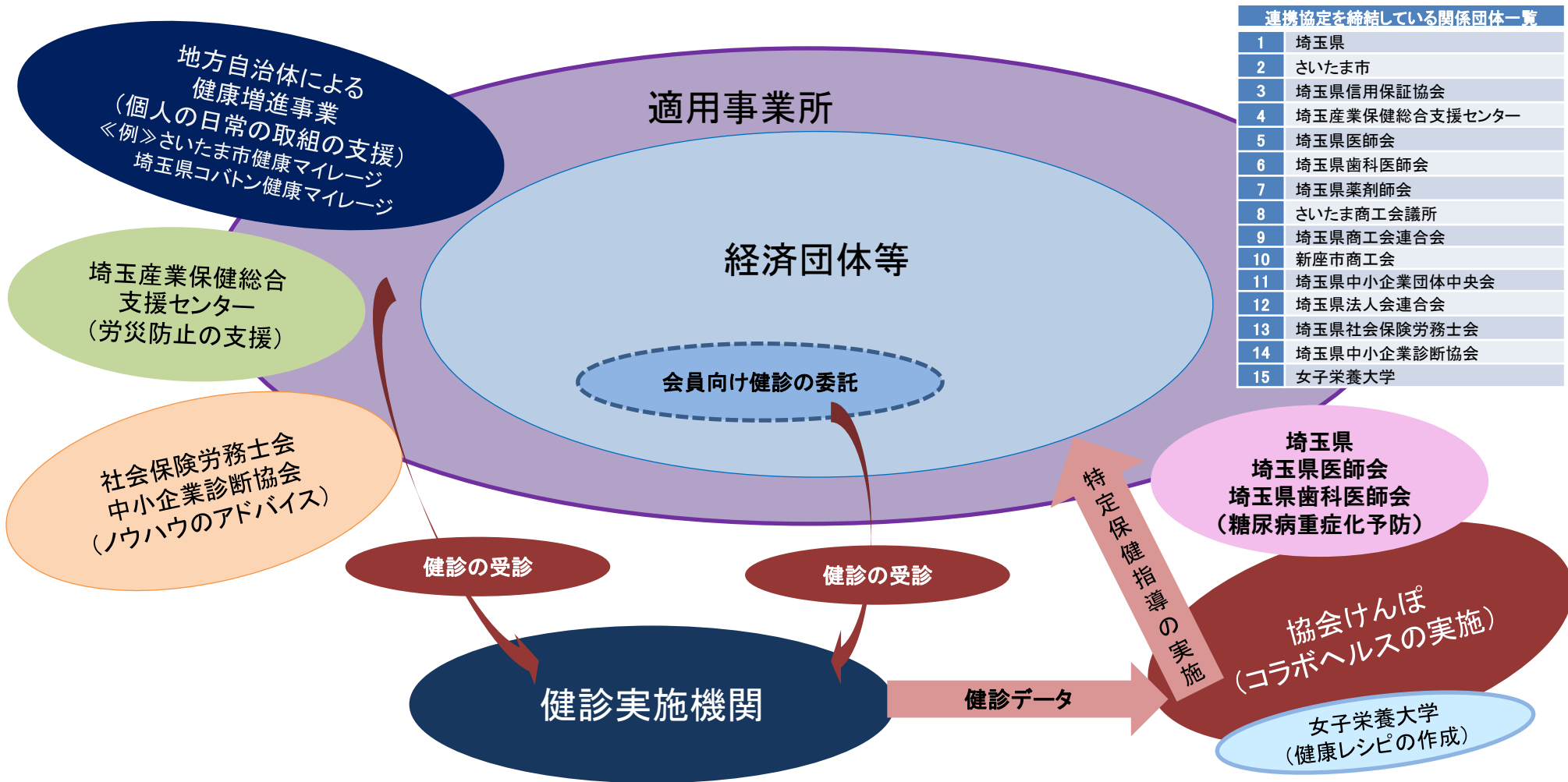
認定証

連携による「オール埼玉」でのサポート

中小規模事業所が健康経営を実施するための課題解消に向けた支援

企業の多くは経済団体や業界団体等に所属しています。経済団体等の中には会員向けに健康診査を実施しているところも多く、経済団体等と連携し健診後の特定保健指導を協会けんぽが実施することにより、結果的に従業員の健康管理の重要な部分を支援することになり、労働災害防止にもつながります。

また、関係団体との「健康づくり包括協定」を進め、中小規模事業所が健康経営を実施するための課題解消に取り組んでいます。



関係団体と連携した具体的な健康経営の取組み

連携団体	連携した取組み	取組み概要
埼玉県	健康経営セミナー	平成29年2月、平成29年7月、平成30年7月に協働で健康経営セミナーを開催。
	コバトン健康マイレージ	埼玉県が推進する歩数計によって計測された歩数等に応じてポイントが付与される事業に、協会けんぽ埼玉支部が実施主体として参加。健康宣言企業に健康経営の取組みとして推奨。
	健康関連産業サービス会議	平成30年度中に健康経営推進アクションプログラムを策定予定。 取組みを「認知」「宣言」「継続」に分類し、分類ごとに各団体が施策を実施。
	健康経営企業の認定制度	平成30年度から健康経営実践企業の県による認定を実施。
	健康経営企業の表彰制度(予定)	認定企業の中から優れた取組みをする健康経営実践企業の県知事表彰を実施予定。
	健康経営埼玉推進協議会	平成30年9月に埼玉県、さいたま市と協同で健康経営埼玉推進協議会を設立。
さいたま市	さいたま健康マイレージ	さいたま市が実施する歩数計によって計測された歩数等に応じてポイントが付与される事業。さいたま市内の健康宣言企業に健康経営の取組みとして推奨。
	健康経営企業の認定制度	平成30年度から、埼玉支部が認定した健康優良企業に対してさいたま市でも認定を実施。
	さいたま健幸ネットワーク	平成30年3月にさいたま市が設立した、健康経営を推進する企業、団体、行政、大学等のネットワークで、埼玉支部も加入。平成30年6月に開催された「健幸セミナー&セッション」に参加。
	健康経営埼玉推進協議会	平成30年9月に埼玉県、さいたま市と協同で健康経営埼玉推進協議会を設立。
健康保険組合連合会 埼玉連合会	健康宣言	平成29年度から協会けんぽ埼玉支部と同じスキームで健康宣言を実施。
商工会議所	健康経営セミナー等	平成30年5月の川口商工会議所が開催する健康経営セミナーをはじめ、川越商工会議所、本庄商工会議所、行田商工会議所、さいたま商工会議所のセミナーや会議へ講師派遣を行い、埼玉支部の取組発表を実施。川越商工会議所が健康宣言実施。
法人会	健康経営の普及促進	川口法人会が会員企業に健康経営を推進する健康経営促進運動のキックオフ会議に参加したほか、秩父法人会の定時総会に講師派遣を行い、埼玉支部の取組発表を実施。
女子栄養大学	健康レシピ	女子栄養大学と連携して健康レシピ(29品目)を作成。健康宣言企業に推奨。
埼玉産業保健総合支援センター	個別支援、セミナー、助成金等の案内	埼玉産業保健総合支援センターが中小企業を対象に原則無料で実施するメンタルヘルスや安全衛生等に関する個別支援、セミナー、助成金等の事業を案内。

埼玉県コバトン健康マイレージ

平成29年4月から開始された「埼玉県コバトン健康マイレージ」事業の実施主体として参加し、平成29年6月より加入者の参加登録を開始しました。本事業を健康宣言企業へのサポートメニューに加えて健康宣言企業へのサポートを充実させるとともに、企業の従業員への健康づくりを促進していきます。平成30年10月末までに423名の加入者が参加しています。

埼玉県コバトン健康マイレージ

埼玉県が推進する事業で、歩数計によって計測された歩数等に応じてポイントが付与される事業。協会けんぽ埼玉支部が実施主体として参加したことにより、協会けんぽ埼玉支部の加入者であれば、当該事業に参加することができ、参加者は、歩数計(スマートフォンの専用アプリ)によって計測された歩数等に応じてポイントが付与され、付与されたポイントを抽選による商品の交換等に活用できる。

【実施主体】40市町村、5事業者、6保険者（平成29年度開始当初の25市町村、5事業者、3保険者から拡大）

仕組み

WEBで申込み

コバトン健康アプリ
をダウンロード

ウォーキング

アプリで送信

ポイントに応じて
自動で抽選に参加

付与ポイント

【歩数ポイント】

1日の歩数	付与ポイント
10,000 ~	1,500
9,000 ~ 9,999	1,200
8,000 ~ 8,999	1,000
7,000 ~ 7,999	700
6,000 ~ 6,999	600
5,000 ~ 5,999	500
4,000 ~ 4,999	400
3,000 ~ 3,999	300
0 ~ 2,999	0

【ボーナスポイント】(一部抜粋)

ボーナスポイントの名称	付与ポイント	付与のタイミング
送信ポイント	抽選で10~50ポイントを付与	1日1回
リーグポイント	在籍しているリーグ及び週間1日平均歩数に応じてポイントを付与 ※ポイント数は別に定める	週1回
リーグ順位ポイント	リーグランキング上位者に付与 1位 100ポイント 2位 50ポイント 3位 25ポイント	週1回
毎日1万歩達成ポイント	1日1万歩以上を月間で20日以上達成すると1,000ポイント付与	月1回
特定健診受診ポイント	特定健診を受診した場合、時点の取得ポイントを2倍(時期は別に定める)	年1回

健康経営埼玉推進協議会による健康経営普及推進の取組み

平成30年9月に埼玉県、さいたま市と協同で健康経営埼玉推進協議会を設立しました。

健康経営の普及促進には、健康経営の意義及び関連する制度等の周知や、健康経営に取り組む企業への各種情報提供及びアドバイス等のフォローアップが必要となりますが、保険者の取組だけでは限界があるため、民間事業者と連携協力することにより、広く健康経営を普及させるとともに、健康経営に取り組んでいる企業へより頻度の多いフォローアップを行えるように、民間の協力事業者を公募し、「オール埼玉」で健康経営の普及促進を行っていきます。

平成30年10月に協力事業者を公募し、一定の取組みができると判断した事業者7社と覚書を締結しました。また、健康経営普及促進の方向性について統一を図るとともに推進協議会の参画団体の取組みを協力事業者に理解していただくため、11月にキックオフミーティング兼勉強会を開催しました。

健康経営埼玉推進協議会

埼玉県

さいたま市

全国健康保険協会
埼玉支部

健康保険組合連合会
埼玉連合会(予定)

覚書締結

覚書締結

覚書締結

覚書締結

覚書締結

覚書締結

〇〇生命保険

〇〇生命保険

〇〇損害保険

〇〇損害保険

〇〇株式会社

〇〇株式会社

10月の公募により覚書を締結した協力事業者

アクサ生命保険株式会社、住友生命保険相互会社、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社、埼玉県社会保険労務士会、一般社団法人埼玉県中小企業診断協会、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

《流れ》

- ①健康経営埼玉推進協議会の設置
- ②協力事業者を公募
- ③民間事業者が協力内容の企画書を添付して応募
- ④協力内容が一定基準をクリアしているか審査
- ⑤協議会と基準をクリアしている各事業者とで覚書を締結
- ⑥協議会が特定の企業の事業を推奨していると解されないようにしつつ、健康経営の普及促進を行う

協力内容

- ・協力は無償で行う
- ・県内企業に広く健康経営を普及推進し、健康宣言を推奨するだけでなく、継続的なフォローまで行う
- ・運動、食事など特定のフォローではなく、健康経営の取組みを総合的に支援する
- ・協議会が営利目的の事業や特定企業の事業を推奨していると解されないようにする
- ・年に1度は協議会に取組み状況を報告する
- ・協議会が行う勉強会に必ず参加する